

社会福祉法人 上富田町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上富田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等の報酬等について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各部会委員
- (4) 各種委員会委員
- (5) 心配ごと相談員
- (6) 評議員選任・解任委員
- (7) その他会長が特に必要と認めた者

(報酬)

第3条 報酬は、次のとおりとする。

会長	年額	280,000円
副会長	年額	100,000円

(日額報酬)

第4条 役員等の日額報酬は、理事会、評議員会、監事会及び各部会、各種委員会等に出席した場合に支給し、その額は、会議1回につき2,000円とする。

(旅費)

第5条 役員等が職務のため出張した場合の旅費については、本会職員旅費規程を準用して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要あるときは会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。